

九州シンクロトロン光研究センター生物試料安全管理規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、九州シンクロトロン光研究センター（以下、センター、という。）における生物試料の取扱い等に関する安全管理について定め、人への健康障害と災害の発生を防止するとともに周辺環境の保全に資することを目的とする。

(定義)

第2条 本規程において「生物試料」とは、生物そのもの又は生物に由来する物質で、主に実験研究に使用するものをいう。

(適用)

第3条 この規程は、センター職員及びセンターを利用する者に適用する。

(他法令との関係)

第4条 生物試料の取扱い等に係る安全管理については、本規程によるほか、関係法令及びセンターの諸規程の定めるところによるものとする。

第2章 組織及び職務

(組織)

第5条 生物試料の安全管理に関する組織は、別図のとおりとする。

(センター所長)

第6条 センター所長は、生物試料による人への健康障害と災害の発生防止及び周辺環境の保全に必要な措置の実施について総括する。

(安全管理室長)

第7条 安全管理室長は、室員を指揮し、生物試料による人への健康障害と災害の発生防止及び周辺環境の保全に必要な以下の職務を行う。

- (1) 生物試料の安全管理に係る安全審査
- (2) 生物試料の安全管理に係る指導・助言
- (3) 生物試料の安全管理に係る教育訓練
- (4) 生物試料の安全管理に係る設備・機器類の管理及び点検

(5) その他生物試料の安全管理の必要な事項

(生物試料管理主任者)

第8条 安全管理室長を補佐するため、生物試料管理主任者（以下、管理主任者、という。）を置く。

- 2 管理主任者は、本規程に熟知するとともに、生物試料の安全管理に関する専門的知識を有する者の中から、安全管理室長の推薦に基づき、センター所長が任命する。
- 3 管理主任者は、生物試料の安全管理に関し、安全管理室長が指示する事務を掌理するとともに、安全管理室長不在のときには、その職務を代行する。

(生物試料管理責任者)

第9条 生物試料の使用場所及び保管場所ごとに、生物試料管理責任者（以下、管理責任者、という。）を置く。

- 2 管理責任者は、センター所長が任命又は委嘱する。
- 3 管理責任者は、生物試料の管理に関し、以下の職務を行う。
 - (1) 作業従事者の指導・監督
 - (2) 作業従事者に対する教育訓練
 - (3) その他生物試料の安全管理に関わること

(作業従事者)

第10条 生物試料の取扱いに従事する者（以下、作業従事者、という。）は、関係法令及び本規程を遵守し、管理責任者が職務遂行上必要と認めて行う指示に従わなければならない。

(生物試料安全委員会)

第11条 生物試料安全委員会（以下、委員会、という。）は、センター所長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 本規程の改廃を含むセンターでの生物試料取扱い等に係る安全管理業務の基本方針に関すること
 - (2) 生物試料の安全管理に関する科学的及び技術的事項の調査及び評価に関すること
 - (3) 生物試料及びその取扱いの安全性に関するレベル分類及び安全設備等に関すること
 - (4) 生物試料に関する事故等が発生した場合の必要な措置及び改善に関すること
 - (5) その他生物試料及びその取扱いの安全に関し必要と認められること
- 2 委員会は、必要に応じセンター所長、安全管理室長、管理主任者、管理責任者、作業従事者、その他委員会が必要と認められる者に対し、報告を求めることができる。

第3章 安全管理基準

(生物試料のレベル分類等)

第12条 生物試料の安全性に関するレベル分類の基準を別表1に定める。

- 2 別表1の基準に基づく生物試料のレベル分類を、別表1の付表に定める。ただし、付表に定めのない試料については、委員会がレベルを定める。
- 3 センター所長は、特定の試料のレベル分類が前項の規定によることが適切ではないと認めた場合には、委員会の意見に基づいて、当該試料のレベル分類を別に定めることができる。
- 4 センターにおいて取扱い可能な生物試料のレベルは、レベル1とする。

(安全管理基準)

第13条 安全管理室長は、本規程に基づき、生物試料の取扱いに関し、必要な安全管理基準を定め、センター所長の承認を得なければならない。これを変更するときも同様とする。

- 2 センター所長は、前項の承認に当たっては、委員会の意見を聴取しなければならない

(細則)

第14条 センター所長は、この規程を補完し、実施の円滑化を図るため、細則を必要に応じて定めることができる。

第4章 生物試料の持ち込み

(生物試料の持ち込みに関する届出等)

第15条 センターに生物試料を持ち込む者は、生物試料持込申請書(様式第1号)を提出し、センター所長の承認を得なければならない。

(その他の遵守事項)

第16条 センターに生物試料を持ち込む者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 持ち込む生物試料の種類及び量は必要最小限に留めること
- (2) 生物試料は、危険性のより低いもの等への代替もしくは使用量の削減に努めること
- (3) 持ち込んだ生物試料は、実験終了後、全てを速やかに持ち帰ること(ただしセン

ター職員は除く)

第5章 使用、保管及び廃棄

(使用・保管場所)

第17条 生物試料の使用場所及び保管場所はセンター所長が指定する。

(使用)

第18条 作業従事者は、生物試料を使用する場合には、管理責任者の指示に従うとともに、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 指定された場所以外で使用しないこと
- (2) エアロゾルや飛沫の発生を最小限とすること
- (3) 作業内容に応じ、保護具等を適切に使用すること
- (4) その他生物試料を安全に使用するために関係法令等で定められた事項

(保管)

第19条 作業従事者は、生物試料を保管する場合には、管理責任者の指示に従うとともに、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 指定された場所以外で保管しないこと
- (2) 安全管理室長が指示する数量を超えて保管しないこと
- (3) 転倒・転落防止等の適切な措置を講じた保管庫等に保管すること
- (4) 暴露・漏洩のないよう、適切な容器に入れ、次の事項を表示したうえで保管すること
 - ア 生物試料名称
 - イ 貯蔵又は取扱いの注意
 - ウ 保管者の氏名及び緊急連絡先(電話番号)
- (5) その他生物試料を安全に保管するために関係法令等で定められた事項

(廃棄)

第20条 生物試料等(生物試料により汚染されたと思われる物を含む。次項においても同じ。)の廃棄物の処置は、作業従事者の他は、これを行ってはならない。

- 2 生物試料等を廃棄しようとするときには、当該生物試料に最も有効な消毒滅菌方法に従い処置しなければならない。

(管理状況報告)

第21条 管理責任者は、毎年3月末及び9月末における生物試料の管理状況を、生物試料

管理状況報告書（様式第2号）により、安全管理室長に報告しなければならない。

第6章 教育訓練

（教育体制）

第22条 安全管理室長は、管理責任者に作業従事者の教育訓練を実施させなければならない。

2 管理責任者は、作業従事者に対して必要な教育訓練を実施しなければならない。

（教育訓練の機会）

第23条 作業従事者に対する教育訓練は、次の各号に該当する場合には、遅滞無く実施されなければならない。ただし、初めて作業に従事する場合には、あらかじめ実施しなければならない。

- （1）使用方法や設備を変更する場合
- （2）事故・トラブル等が発生した場合
- （3）その他教育訓練が必要と判断される場合

（教育訓練の内容）

第24条 作業従事者に対する教育訓練は、次の各号に示す事項を周知すること。

- （1）生物試料の危険性又は有害性に関すること
- （2）生物試料の安全な取扱いに関すること
- （3）生物試料の取扱いに係る異常時の措置に関すること
- （4）その他必要な事項

（教育訓練の記録）

第25条 管理責任者は、作業従事者に対する教育訓練を行った場合には、その結果を記録し、3年間保存しなければならない。

第7章 緊急時の措置

（緊急時の措置）

第26条 事故・災害等の発生した場合又はその恐れがある場合には、次の各号に掲げる緊急の措置を講じなければならない。

- （1）事故・災害等を発見した者は、直ちに管理責任者、管理主任者、安全管理室長、放射線取扱主任者その他関係者（以下、関係者、という。）に通報しなければならない。

- (2) 関係者は、速やかに状況を把握し、被害の拡大を防止するために必要な措置を講じなければならない。
 - (3) 作業従事者又は管理責任者は、前項の措置を講じたとき、事故の内容、被害区域の範囲と被害状況及び講じた措置の内容を記録し、安全管理室長を通じてセンター所長に報告するとともに、関係者に周知しなければならない。
- 2 センター所長は、委員会に前項第3号の記録をもって報告し、事故原因の調査、講じた措置の的確性及び再発防止策の検討について諮問すること。

(事故後の健康診断)

- 第27条 安全管理室長は、生物試料等により健康に障害が発生し又はその恐れがある者には、直ちに医師の診察を受けさせなければならない。
- 2 安全管理室長は、前項の健康診断の結果を速やかに当該対象者に通知するとともに、センター所長に報告しなければならない。
 - 3 安全管理室長は、第1項の健康診断の結果に異常が認められた場合には、管理主任者の意見を聴いて、必要な措置を講じなければならない。
 - 4 健康診断の結果の記録は、5年間保存しなければならない。

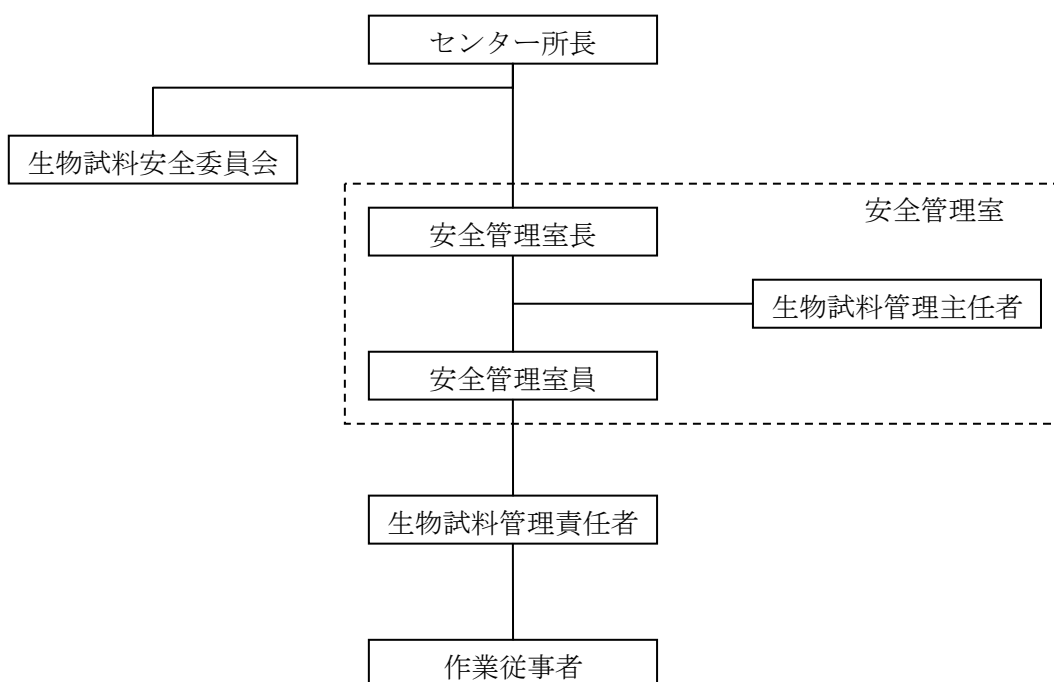
第8章 罰則

(違反者に対する措置)

- 第28条 センター所長は、本規程に違反したものに対して、必要に応じ生物試料の持ち込みや使用の制限等の措置を講じることができる。

別図（第5条関連）

生物試料の安全管理に関する組織図



別表－1

生物試料の安全性に関するレベル分類の基準

センターで生物試料を取扱う場合、以下の基準により、生物試料の安全性に関するレベルを分類する。ヒトに対し感染性を有するものについては付表－1に、動物にのみ感染するものについては付表－2に示す。

レベル1

人あるいは動物に重篤な疾患を起こす可能性のないもの。農作物等に対し有害な影響を及ぼす可能性のないもの。

レベル2

人、動物又は農作物に病原性を有するが、作業従事者、周囲の者、地域社会、家畜等、農水産物、周辺環境等に対し、重大な影響を与えないもの。実験室内で暴露されると、人に重度な感染を起こす可能性があるが、有効な治療法、予防法、防除法が確立されていて、伝播の可能性は低いもの。

レベル3

人に感染すると重篤な疾患を起こすが、罹患者から他者への伝染の可能性は低いもの。動物又は農作物への病原性が強く、個体間で伝播が起こり易いもの。

レベル4

人に重大な疾患を起こし、罹患者から他者への伝播が、直接又は間接に起こり易いもの。有効な治療法、予防法、防除法が確立されていないもの。

注：

- 1) 国内に常在しない疾患等の病原体等は、より高いレベルに分類する。
- 2) 耐性株の病原体等は、より高いレベルに分類する。
- 3) 病原体等に感染された動物は、より高いレベルに分類する。
- 4) 花粉・孢子が生じる試料は、より高いレベルに分類する。
- 5) レベル2以上の病原体等に汚染されていないことが証明できない試料は、レベル2以上に分類する。

別表－1 付表－1

ヒトに感染性を有する病原体等のレベル分類
(国立感染症研究所病原体等安全管理規程に準ずる)

註：(一種) から (四種) は改正感染症法における特定病原体等の分類である。

1. ウイルス及びプリオン

(ウイルス名は日本ウイルス学会用語委員会による英語表記を参考にし、表中では **Virus** は省略した。なお、この付表に記載されていないウイルス等のレベルは、個別に委員会
が定めることとする。)

・ レベル 1

Vaccinia を除く弱毒生ワクチン及び Adeno-associated virus

・ レベル 2

Adeno(全型)	Human parvo
Apoi	Human rhino
Aroa	Human rota
Bebaru	Human T-cell leukemia-lymphoma(HTLV I,II)
BK	Ilheus
Borna	Influenza A(四種)(H2N2 及び H5N1 または H7N7 の弱毒株に限る。H5 または H7 の強毒株は除く)
Bunyamwera	Influenza(B,C)
California encephalitis	Japanese encephalitis (四種) (at,m,ML-17,S-株を 除く)
Cardio	JC
Corona(SARS を除く)	Langat
Cowpox	LCM [Lymphocytic choriomeningitis]
Dengue (四種)	Measles(SSPE を含む)
Hepatitis(A,B,C,D,E,G)	Molluscum contagiosum
Herpes saimiri	Monkeypox (三種)
Human astro	Mousepox
Human calici	Mumps
Human entero(A,B,C,D)	Newcastle disease
Human herpes(1,2,3,4,5,6,7,8)	O'nyong-nyong
Human metapneumo	
Human papilloma	

Parainfluenza(1-4 型,Sendai)	Torque Teno
Polio (四種) (1-3 型)	Vaccinia
Rabbitpox	Yatapox
Rabies (三種) (fixed,attenuated)	Yokose
Rio Bravo	
RS	(プリオン)
Rubella	Scrapie
Simbu	Bovine spongiform encephalopathy (BSE)
Simian immunodeficiency	Creutzfeldt-Jakob disease (CJD)
Sindbis	

• レベル 3

Chikungunya	Nipah (三種) *1
Colorado tick fever	Omsk hemorrhagic fever (三種)
Eastern equine encephalitis (三種)	Powassan
Getah	Rabies (三種) (street strain)
Hanta (三種)	Rift Valley fever (三種)
Hendra (三種) *1	SARS (二種)
Herpes B (三種)	Semliki Forest
Human immunodeficiency(HIV1,2)	St. Louis encephalitis
Influenza A (四種) (H5,H5N1,H7,H7N7 の強毒株に限る)	Tick-borne encephalitis (三種)
Kyasanur Forest fever (三種)	Venezuelan equine encephalitis (三種)
Louping	Vesicular stomatitis
Mayaro	West Nile fever (四種)
Murray Valley encephalitis	Western equine encephalitis (三種)
	Yellow fever(17D vaccine strain を除く) (四種)

*1 検査診断のため、別途取扱いマニュアルを定めた上での少量培養に限る。それ以外はレベル4とする。

• レベル 4

Crimean-Congo hemorrhagic fever (一種)	Machupo (一種)
Ebola (一種)	Marburg (一種)
Guanarito (一種)	Sabia (一種)
Junin (一種)	Variola(major,minor) (一種)
Lassa (一種)	

2. マイコプラズマ及び細菌等

・レベル 1

レベル 2・3 に属さないマイコプラズマもしくは細菌で、健常者への病原性がないか低いもの、及び BCG ワクチン株

・レベル 2

Actinomadura

A. madurae

A. pelletieri

Actinomyces

A. bovis

A. israelii

A. pyogenes

A. viscosus

Aeromonas

A. hydrophila (毒素原性株)

A. sobria (毒素原性株)

Arcanobacterium

A. haemolyticum

A. pyogenes

Bacillus

B. cereus (毒素原性株)

Bacteroides

B. fragilis

Bartonella

B. bacilliformis

B. clarridgeiae

B. elizabethae

B. henselae

B. quintana

B. vinsonii

Bordetella

*B. bronchiseptica**

B. parapertussis

B. pertussis

Borrelia

全菌種

Burkholderia

B. cepacia

Calymmatobacterium

C. granulomatis

Campylobacter

C. coli

C. fetus

C. jejuni

Chryseobacterium

C. meningosepticum

Cilia-associated respiratory(CAR)

Bacillus*

Citrobacter

*C. freundii**

*C. rodentium**

Clostridium

C. botulinum (二種)

C. difficile

C. haemolyticum

C. histolyticum

C. novyi

C. perfringens (毒素原性株)

C. piliforme (Tyzzer's disease)*

C. septicum

C. sordelli

C. sporogenes

C. tetani

Corynebacterium

C. diphtheriae

C. jeikeium

*C. kutscheri**

C. pseudodiphtheriticum

C. pseudotuberculosis

C. ulcerans

Enterobacter

E. aerogenes

E. cloacae

Enterococcus

E. faecalis

E. faecium

Erysipelothrix

E. rhusiopathiae

Escherichia

E. coli (K12 株, B 株並びその誘導体除く)

E. coli (四種) (腸管出血性大腸菌に限る)

Francisella

F. novicida

F. philomiragia

F. tularensis subsp *holarctica* (LVS 株に限る)

Fusobacterium

F. necrophorum

Haemophilus

H. actinomycetemcomitans

H. aegyptius

H. ducreyi

H. influenzae

Helicobacter

*H. bilis**

*H. hepaticus**

H. pylori

Klebsiella

K. oxytoca

K. pneumoniae

Legionella

全菌種 (Legionella-like organisms 含む)

Leptospira

L. interrogans sensu lato の全血清型

Listeria

L. monocytogenes

Moraxella

M. catarrhalis

Mycobacterium

M. avium

M. chelonae

M. fortuitum

M. haemophilum

M. intracellulare

M. kansasii

M. leprae

M. lepraemurium

M. malmoense

M. marinum

M. paratuberculosis

M. scrofulaceum

M. simiae

M. szulgai

M. ulcerans

M. xenopi

Mycoplasma

*M. arthritis**

M. fermentans

M. hominis

*M. neurolyticum**

M. pneumoniae

*M. pulmonis**

N. farcinica

N. otitidiscaviarum

Neisseria

N. gonorrhoeae

N. meningitidis

Nocardia

N. asteroides

N. brasiliensis

Pasteurella

P. multocida (動物のみに疾病を起す血清型は除く)

*P. pneumotropica**

P. ureae

Plesiomonas

P. shigelloides

Proteus

P. mirabilis

P. penneri

P. vulgaris

Pseudomonas

P. aeruginosa

Rhodococcus

R. equi

Salmonella *1

(BSL3 を除く全血清型)

Serratia

S. marcescens

Shigella

S. boydii (四種)

S. dysenteriae (四種)

S. flexneri (四種)

S. sonnei (四種)

*S. spp.*全菌種

Staphylococcus

S. aureus

Streptobacillus

S. moniliformis

Streptococcus

S. agalactiae

S. dysgalactiae

S. equi

S. pneumoniae

S. pyogenes

S. sanguinis

S. zooepidemicus *2

Treponema

T. carateum

*T. cuniculi**

T. pallidum

T. pertenue

Ureaplasma

U. urealyticum

Vibrio

V. cholerae

V. cholerae (四種) (血清型 O1, O139 に限る)

V. fluvialis

V. mimicus

V. parahaemolyticus

V. vulnificus

Yersinia

Y. enterocolitica

Y. pseudotuberculosis

・毒素

ボツリヌス毒素 (二種)

志賀毒素 (四種)

・クラミジア・リケッチア

Chlamydia trachomatis

Chlamydophila pecorum

Chlamydophila pneumoniae

Chlamydophila psittaci *3 (四種)

Ehrlichia canis

Ehrlichia chaffeensis

Ehrlichia sennetsu

Simkania negevensis

*1動物実験においては別途考慮する。

*2サル類を除く小動物を用いた実験を行う場合には、実験動物におけるレベル分類 3 とする。

*3大量に増殖させる場合にはレベル 3 とする。

・ レベル 3

Bacillus

B. anthracis (34F2, Davis 株)

B. anthracis (二種)

Brucella

B. abortus (三種)

B. canis (三種)

B. melitensis (三種)

B. spp. 全菌種

B. suis (三種)

Burkholderia

B. mallei (三種)

B. pseudomallei (三種)

Francisella

F. tularensis (亜種ツラレンシス B38 株)

F. tularensis (二種) (亜種ツラレンシス及びホルアークティカ。ただし LVS 株は除く)

Mycobacterium

M. africanum

M. bovis (BCG を除く)

M. tuberculosis (三種) (多剤耐性菌に限る)

M. tuberculosis (四種) (多剤耐性菌を除く)

Pasteurella

P. multocida (B:6, E:6, A:5, A:8, A:9)

Salmonella

S. enterica serovar Paratyphi A (四種)

S. enterica serovar Typhi (四種)

Yersinia

Y. pestis (二種)

・ クラミジア・リケッチア

Coxiella burnetii *1 (三種)

Orientia tsutsugamushi

Rickettsia japonica (三種)

Rickettsia prowazekii (三種)

Rickettsia rickettsii (三種)

Rickettsia (Epidemic typhus group)

Rickettsia (Spotted fever group)

Rickettsia Epidemic typhus group R spp.

Rickettsia Spotted fever group R spp.

*1分類上はレジオネラ目コクシエラ科コクシエラ属だが、従来通りリケッチアに分類する。

3. 真菌

・ レベル 1

レベル 2・3 に属さない真菌

・レベル 2

Aspergillus fumigatus
Candida albicans
Cladosporium carrionii
Cladosporium trichoides
(*C. bantianum*)
Cryptococcus neoformans

Exophiala dermatitidis
Fonsecaea pedrosoi
Microsporum canis
Sporothrix schenckii
Trichophyton mentagrophytes
Trichophyton verrucosum

・レベル 3

Blastomyces dermatitidis
Coccidioides immitis (三種)
Histoplasma capsulatum *¹

Histoplasma farciminosum
Paracoccidioides brasiliensis
Penicillium marneffeii

*¹ *H. capsulatum* var *capsulatum*と *H. capsulatum* var *duboisii*の両variantを含む。

註： *Aspergillus* spp., *Chaetomium* spp., *Fusarium* spp., *Myrothecium* spp., *Penicillium* spp.の毒素産生株はレベル 2 扱いとする。

4. 原虫及び寄生虫等

《 》内はと国指定する発育期あるいは、その他の制約条項を示し、従ってそれ以外の発育期あるいは制約条項に該当しない場合は、規制の対象としない。特に指定のない場合は全発育期を指す。

・レベル 1

レベル 2 に属さない原虫類、吸虫類、糸虫類及び線虫類

・レベル 2

人体寄生性原虫類
Acanthamoeba 《ヒト分離株》
Balamuthia mandrillaris
Cryptosporidium
C. parvum (四種) (遺伝型 I 型、II 型に限る)
C. spp.
Cyclospora cayetanensis
Encephalitozoon
Entamoeba histolytica
Giardia lamblia
(syn. *G. intestinalis*, *G. duodenalis*)

Leishmania
Naegleria fowleri
Plasmodium 《ヒトマラリア》
Toxoplasma gondii
Trichomonas vaginalis
Trypanosoma
人体寄生性吸虫類
吸虫類の被囊幼虫 《metacercaria》
Schistosoma 《cercaria》

人体寄生性条虫類

Echinococcus 《egg,hydatid sand,protoscolex》

Hymenolepis 《egg,cysticeroid》

Taenia solium 《egg,cysticercus》

人体寄生性線虫類

鉤虫類 《感染仔虫》

回虫類 《仔虫包蔵卵》

Angiostrongylus 《感染仔虫》

Strongyloides 《感染仔虫》

Trichinella 《感染仔虫》

動物寄生性

Encephalitozoon cuniculi

Pneumocystis carinii

Syphacia spp.

・ レベル 3

なし

上記レベル 2 に指定された寄生虫のうち、*Leishmania*, *Trypanosoma* 及び *Plasmodium* の媒介昆虫を用いた、または *Schistosoma*, *Angiostrongylus* 等の媒介虫を用いた感染実験、並びに *Toxoplasma gondii*, *Echinococcus granulosus* 及び *E. multilocularis* を用いての本来の終宿主での感染実験を行う時は、通常の微生物学的操作で感染は防ぎ得るものの、伝播者あるいは終宿主が排泄する嚢子、卵、幼虫等を実験施設内で処理するために、別途指定する実験施設を使用すること。

媒介昆虫を用いた *Leishmania*, *Trypanosoma* 及び *Plasmodium* の感染実験にあたっては、媒介昆虫は完備した飼育用昆虫ケージに入れ、二重の密閉扉を有する実験室内で行う。

また、媒介虫を用いた *Schistosoma*, *Angiostrongylus* 等の感染実験にあたっては、実験具は完備した飼育装置内で飼育し、実験終了後の使用水並びに装置は熱処理可能な施設で行う。

T. gondii 感染のネコ、*E. granulosus* 及び *E. multilocularis* 感染のイヌ等を用いた実験に際しては、完全な尿尿処理を行い得るケージを用いて排泄物の処理を行うとともに、実験終了後はケージ並びに実験室が熱処理できる施設で行う。

別表－1 付表－2

動物等に感染性を有する病原体等のレベル分類
(国立感染症研究所病原体等安全管理規程に準ずる)

人に対する感染性は無いか極めて低い、動物間において感染を起こす病原体等についてレベル进行分类する。対象とする動物の範囲は、原則として、イヌ、ネコ、サル類およびげっ歯類とした。ここに挙げていない病原体等については個別に考慮するものとする。

注：(一種) から (四種) は改正感染症法における特定病原体等の分類である。

1. ウイルス及びプリオン

・ レベル 1

ワクチン株等 (Rinderpest vaccine を除く)

・ レベル 2

Avian infectious bronchitis	Lactate dehydrogenase-elevating (LDV)
Bluetongue	Lapine parvo
Bovine corona	Murine adeno
Canine adeno (Infectious canine hepatitis)	Murine hepatitis
Canine corona	Murine leukemia
Canine distemper	Murine pneumonia (Pneumonia of mice)
Canine parvo	Murine polyoma
Caviid herpes 1 (Guinea pig herpes)	Porcine epidemic diarrhea
Cercopithecine herpes 12 (Herpes papio)	Rabbitpox
Cercopithecine herpes 16 (Herpes papio 2)	Rat corona
Felid herpes 1 (Feline viral rhinotracheitis)	Sialodacryoadenitis
Feline calici	Suid herpes 1 (Pseudorabies)
Feline immunodeficiency	Theilo
Feline infectious peritonitis	Transmissible gastroenteritis
Feline leukemia	(プリオン)
Feline panleukopenia	Scrapie
Gibbon ape leukemia	Bovine spongiform encephalopathy (BSE)
Kilham's rat	

・ レベル 3

Ectromelia (Mousepox)

Lymphocytic choriomeningitis

Monkeypox (三種)

Murine hepatitis

Newcastle disease

Sendai

(プリオン)

Creutzfeldt-Jakob disease (CJD)

・ レベル 4

Cercopithecine herpes (三種) (B ウイルス)

2. マイコプラズマ及び細菌等

・ レベル 1

ワクチン株等

・ レベル 2

Bordetella bronchiseptica

Cilia-associated respiratory(CAR) Bacillus

Citrobacter freundii

Citrobacter rodentium

Clostridium piliforme (Tyzzer's disease)

Corynebacterium kutscheri

Helicobacter bilis

Helicobacter hepaticus

Mycoplasma arthritidis

Mycoplasma neurolyticum

Mycoplasma pulmonis

Pasteurella pneumotropica

Treponema cuniculi

・ レベル 3

Mycoplasma pulmonis

Streptococcus zooepidemicus

・ レベル 4

なし

3. 真菌

該当なし

4. 寄生虫

・ レベル 1

なし

• レベル 2

Aspicularis tetrapetra

Cryptosporidium muris

Eimeria caviae

Eimeria falciformis

Eimeria intestinalis

Eimeria stiedai

Giardia muris

Spironucleus muris

• レベル 3

なし

様式第 1 号 (第 15 条関係)

生物試料持込申請書

平成 年 月 日

九州シンクロトン光研究センター所長 様

(申請者) 住 所 :
 所 属 :
 職・氏名 :
 連絡先 (TEL) :
 E-mail :

下記のとおり生物試料を持ち込みたいので承認願います。

なお、持ち込み後は、センターの生物試料安全管理規程その他関係規定等を遵守し、当該試料及び廃棄物等を適切に取扱います。

記

持込期間 ¹	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日			
名 称 ²	性 質 ³	形 状 ⁴	数 量	その他 ⁵

「生物試料持込申請書」記入要領

- 生物試料を持ち込む場合に申請してください。

〔記入上の注意〕

1. 持込期間は、次の点に留意し、記入してください。
 - ・ 県有 BL ユーザー：ビームタイムを超えない程度の短期に限る。
 - ・ 専用 BL ユーザー：実験研究のために真に必要な期間に限る。
 2. 名称は略号等を避け、用いた生物種名・使用部位・内容・成分等が明らかであるよう記述してください。また、試料中に含まれる化学薬品（固定化剤、緩衝材、添加物等）に関しても併せて記載してください。
 3. 人および動植物への感染・伝染性や感作の有無を記載してください。また、滅菌・固定化や密封等による無害化を施した試料の場合は、その方法を「5.その他」に記述してください。
 4. 試料の形状（組織切片、凍結乾燥粉末、抽出・精製標品等）を記載してください。
 5. 留意すべき事項等があれば記載してください。
- ※ 持ち込む生物試料が動物由来の場合には、SPF 証明書等の、病原体に感染していない旨を証明する書類を添付してください。また、含まれる化学薬品については化学薬品安全データシート（MSDS）を添付してください。

様式第 2 号 (第 21 条関係)

生物試料管理状況報告書

(平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日)

平成 年 月 日

安全管理室長 様

所 属 :

職・氏名 :

下記の通り生物試料の管理状況について報告します。

記

[保管場所 :]

持込年月日	持込者	名 称	持込量		使用量		持帰量		保管量	
			形状	数量	形状	数量	形状	数量	形状	数量

※保管場所毎に提出すること

